

ID: 209

担当部署: 上下水道課

<b>処分の概要</b>	指定の取消し又は停止		
<b>例規名 根拠条項</b>	柴田町下水道排水設備指定工事店規程 第12条第2項		
<b>例規番号</b>	令和2年上下水道規程第5号		
<b>【基準】</b>	<p>第12条の規定による。 (指定の取消し又は停止)</p> <p>第12条 町長は、指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>2 町長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し(以下「指定取消」という。)、又は一定期間指定の効力を停止(以下「指定停止」という。)することができる。</p> <p>(1) 条例又はこの規程等に違反したとき。</p> <p>(2) 不当に多額の工事費を要求し、又は受けたとき。</p> <p>(3) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、町長が指定工事店として不相当と認めたとき。</p> <p>3 町長は、前項の規定による指定取消又は指定停止をするときは、様式第9号による排水設備指定工事店指定取消等通知書により通知するものとする。</p> <p>4 前2項の規定による指定取消又は指定停止により、指定工事店が損害を生じることがあっても町は、その責めを負わない。</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年12月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日